

こどもに寄り添う給付型奨学金助成事業の給付対象となる進学先について

こどもに寄り添う給付型奨学金助成事業実施要綱第2条第2項の教育機関及び課程と、同実施要綱第2条第4項の教育機関及び課程については次のとおりとする。

令和8年8月24日

沖縄こどもの未来県民会議 会長 玉城 康裕

- 1 こどもに寄り添う給付型奨学金助成事業実施要綱第2条第2項の教育機関及び課程は次のとおりとする。

【教育機関】

- 学校教育法第83条に規定される大学
- 同法第83条の2に規定される専門職大学
- 同法第108条に規定される短期大学
- 同法第115条に規定される高等専門学校
- 学校教育法施行規則第155条第1項第4号及び第4号の2に規定される外国大学日本校

【課程】

- 学校教育法第124条に規定される専修学校の課程のうち、以下に該当するもの
 - (1)同第132条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程
 - (2)学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程
 - (3)修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とする課程。
- 水産大学の本科
- 国立看護大学の看護学部
- 農業大学の本科
- 農林大学のうち、森林法施行令第9条の農林水産大臣の指定する課程
- 職業能力開発総合大学の総合課程
- 職業能力開発大学の専門課程
- 職業能力開発短期大学の専門課程
- 職業能力開発大学の応用課程（職業能力開発大学校総合大学校又は職業能力開発短期大学校の専門課程から引き続き在籍する場合）

- 2 こどもに寄り添う給付型奨学金助成事業実施要綱第2条第4項の教育機関及び課程は次のとおりとする。

【教育機関】

- 学校教育法第99条に規定される大学院、専門職大学院
- 学校教育法施行規則第156条1項第3号に規定される外国大学院日本校

○学校教育法施行規則第 156 条第 1 項第 4 号に規定される国際連合大学

【課程】

○水産大学校の水産学研究科

○国立看護大学校の研究課程部

○職業能力開発総合大学校の高度養成課程 職業能力開発研究学域